

氏名（手書き）：_____

東海大学 学長 殿

必ず学生本人の手書き

私は、東海大学の海外派遣留学プログラムへの参加にあたり、保証人と共に下記事項について理解し、遵守ならびに同意することを誓約いたします。なお、本誓約事項に反した場合は、東海大学海外派遣留学プログラムの参加資格を取消されても一切の異議を申し立て致しません。

1. 東海大学の各種規程、派遣先国の法令・法律、および留学先機関の各種規則を遵守すること。
2. 留学に関する書類は虚偽なく記入し、東海大学に正確な情報を提供すること。
3. 留学期間中も東海大学の学費は所定の通り納入すること。
4. 留学に必要なパスポートや査証の取得や、現地情報の収集は自らの責任にて行うこと。なお、中期・長期プログラムに参加する場合は、航空券の予約、留学先の宿舍の手配、留学先の大学の履修登録等も自らの責任において期日までに行うこと。
5. 留学期間中は留学先機関が指定もしくは提示する住居を予約し滞在すること。なお、滞在先および連絡先は東海大学に連絡し、それらが変わる場合には速やかに東海大学に連絡すること。
6. 留学先機関の休暇中などに旅行に行く場合は、必ず東海大学に行き先及び滞在先を連絡すること。但し、旅行は原則として留学先の国内に留めることとし、国を越えての旅行はしないこと。なお、特別な事情で国境を超える必要がある場合は、1週間前までには東海大学に相談し判断を仰ぐこと。
7. 留学期間中はアルバイト等、金銭を稼ぐ行為は行わないこと。なお、滞在国の法律によっては、留学生が収入を得ることが法律違反となりうることを十分に理解すること。
8. 留学期間中は東海大学が派遣留学生に対して海外旅行保険を付保する。但し、補償内容は最低限になっているため、できる限り自己の責任において補償内容を追加した保険に加入すること。
9. 留学プログラムの終了後は東海大学が用意する海外旅行保険の保険期間内（大学に提出する「留学願」に記載した「留学期間」内）にすみやかに帰国すること。※トランジット中の旅行は認められません。
10. 東海大学と、本学の海外派遣留学プログラムに関する業務委託先である「東海教育産業株式会社 旅行部 イーエスツアー」（以下イーエスツアーという）および「株式会社エイチ・アイ・エス」（以下 HIS という）が留学に関する範囲で個人情報を共有することを承諾すること。
11. 留学前および留学期間中の緊急時においては、東海大学、イーエスツアーおよび HIS が本人の了承を得本人の個人情報を学内および留学先機関、保険会社、危機管理会社等と共有することを承諾すること。
12. 留学期間中に特別な配慮を要する既往症や治療中の疾病（広汎性発達障害、メンタルヘルス含む）がある場合には、本誓約書の提出時に申し出ること。また、その情報については東海大学が留学先機関等の関係各所

にも共有することを承諾すること。

13. 留学期間中に免許を必要とする乗り物の運転は行わないこと（電動スクーター含む）。
14. 留学期間中の事故・疾病等については自らの責任として対処し、東海大学に責任は問わないこと。また、自らが留学先大学または第三者に与えた損害等により東海大学が損害賠償の責を負った場合は、東海大学が被った損害を補填すること。
15. 急病、家族の弔事等、やむを得ない場合を除き、一時帰国は認められない。もし帰国日を変更する必要がある場合にはそれにかかる料金は自己負担とする。
16. 留学先の国や地域において、戦争、テロ、政変、治安の悪化、災害、伝染性疾患の流行など予期せぬ事態が発生した場合は、本学からの渡航延期、渡航中止あるいは緊急帰国の指示に従うこと。
17. 留学先機関のプログラム変更や規則の改訂、渡航先国の法令・法律の改正、あるいは為替レートの変動等により、募集時には案内していない予期せぬ費用が発生することがあることをあらかじめ了承すること。
18. 留学期間中は所定の様式で定められた時期に東海大学に近況報告を行うこと。例：月報の提出
19. 留学前ならびに留学期間中のふるまい、傷病、心身の問題等のために留学が困難と認められることを理由に、留学の許可が取り消されることがあること。
20. 留学期間中の出席率や成績が著しく悪い場合と判断された場合は、東海大学が付与した奨学金を返金すること。
21. 自己都合により留学を中断した場合は東海大学が付与した奨学金を返金すること。ハワイ東海インターナショナルカレッジのダブルディグリープログラム（DDP）を修了後、東海大学を自己都合で退学した場合は東海大学が付与した奨学金を返金すること。
22. 留学終了後は、留学の経験や知識等を学内で共有し、大学の留学機運向上に貢献すること。
23. 留学終了後は、修得した知識等を活用して世界平和に積極的に貢献すること。

所属学部・学科／研究科： _____ 学生証番号： _____

学生署名（手書き）： _____

署名日 ： 20〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

必ず学生本人の手書き

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

【保証人】（大学に届出をしている保証人）

学生との関係 ： _____

保証人署名（手書き）： _____

署名日： 20〇〇 年 〇〇 月 〇〇日

必ず保証人本人の手書き

2025 年冬季（中期&長期） 海外派遣留学プログラム参加誓約書

氏名（手書き）：_____

東海大学 学長 殿

私は、東海大学の海外派遣留学プログラムへの参加にあたり、保証人と共に下記事項について理解し、遵守ならびに同意することを誓約いたします。なお、本誓約事項に反した場合は、東海大学海外派遣留学プログラムの参加資格を取消されても一切の異議を申し立て致しません。

1. 東海大学の各種規程、派遣先国の法令・法律、および留学先機関の各種規則を遵守すること。
2. 留学に関する書類は虚偽なく記入し、東海大学に正確な情報を提供すること。
3. 留学期間中も東海大学の学費は所定の通り納入すること。
4. 留学に必要なパスポートや査証の取得や、現地情報の収集は自らの責任にて行うこと。なお、中期・長期プログラムに参加する場合は、航空券の予約、留学先の宿舍の手配、留学先の大学の履修登録等も自らの責任において期日までに行うこと。
5. 留学期間中は留学先機関が指定もしくは提示する住居を予約し滞在すること。なお、滞在先および連絡先は東海大学に連絡し、それらが変わる場合には速やかに東海大学に連絡すること。
6. 留学先機関の休暇中などに旅行に行く場合は、必ず東海大学に行き先及び滞在先を連絡すること。但し、旅行は原則として留学先の国内に留めることとし、国を越えての旅行はしないこと。なお、特別な事情で国境を超える必要がある場合は、1週間前までには東海大学に相談し判断を仰ぐこと。
7. 留学期間中はアルバイト等、金銭を稼ぐ行為は行わないこと。なお、滞在国の法律によっては、留学生が収入を得ることが法律違反となりうることを十分に理解すること。
8. 留学期間中は東海大学が派遣留学生に対して海外旅行保険を付保する。但し、補償内容は最低限になっているため、できる限り自己の責任において補償内容を追加した保険に加入すること。
9. 留学プログラムの終了後は東海大学が用意する海外旅行保険の保険期間内（大学に提出する「留学願」に記載した「留学期間」内）にすみやかに帰国すること。※トランジット中の旅行は認められません。
10. 東海大学と、本学の海外派遣留学プログラムに関する業務委託先である「東海教育産業株式会社 旅行部 イーエスツアー」（以下イーエスツアーという）および「株式会社エイチ・アイ・エス」（以下 HIS という）が留学に関する範囲で個人情報を共有することを承諾すること。
11. 留学前および留学期間中の緊急時においては、東海大学、イーエスツアーおよび HIS が本人の了承を得ずに本人の個人情報を学内および留学先機関、保険会社、危機管理会社等と共有することを承諾すること。

12. 留学期間中に特別な配慮を要する既往症や治療中の疾病（広汎性発達障害、メンタルヘルス含む）がある場合には、本誓約書の提出時に申し出ること。また、その情報については東海大学が留学先機関等の関係各所にも共有することを承諾すること。
13. 留学期間中に免許を必要とする乗り物の運転は行わないこと（電動スクーター含む）。
14. 留学期間中の事故・疾病等については自らの責任として対処し、東海大学に責任は問わないこと。また、自らが留学先大学または第三者に与えた損害等により東海大学が損害賠償の責を負った場合は、東海大学が被った損害を補填すること。
15. 急病、家族の弔事等、やむを得ない場合を除き、一時帰国は認められない。もし帰国日を変更する必要がある場合にはそれにかかる料金は自己負担とする。
16. 留学先の国や地域において、戦争、テロ、政変、治安の悪化、災害、伝染性疾患の流行など予期せぬ事態が発生した場合は、本学からの渡航延期、渡航中止あるいは緊急帰国の指示に従うこと。
17. 留学先機関のプログラム変更や規則の改訂、渡航先国の法令・法律の改正、あるいは為替レートの変動等により、募集時には案内していない予期せぬ費用が発生することがあることをあらかじめ了承すること。
18. 留学期間中は所定の様式で定められた時期に東海大学に近況報告を行うこと。例：月報の提出
19. 留学前ならびに留学期間中のふるまい、傷病、心身の問題等のために留学が困難と認められることを理由に、留学の許可が取り消されることがあること。
20. 留学期間中の出席率や成績が著しく悪い場合と判断された場合は、東海大学が付与した奨学金を返金すること。
21. 自己都合により留学を中断した場合は東海大学が付与した奨学金を返金すること。ハワイ東海インターナショナルカレッジのダブルディグリープログラム（DDP）を修了後、東海大学を自己都合で退学した場合は東海大学が付与した奨学金を返金すること。
22. 留学終了後は、留学の経験や知識等を学内で共有し、大学の留学機運向上に貢献すること。
23. 留学終了後は、修得した知識等を活用して世界平和に積極的に貢献すること。

所属学部・学科／研究科： _____ 学生証番号： _____

学生署名（手書き）： _____ 署名日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

【保証人】（大学に届出をしている保証人）

学生との関係 ： _____

保証人署名（手書き）： _____ 署名日： _____ 年 _____ 月 _____ 日